

シンフロ・ロゴ使用要領

第1（趣旨）

この要領は、本県の認知度を高めることを目的に、民間企業等が“シンフロ”ロゴ以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（使用届）

ロゴを使用しようとするものは、あらかじめシンフロ・ロゴ使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）公益社団法人ツーリズムおおいたが使用するとき。
- （3）その他知事が適当と認めるとき。

第3（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）ロゴを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他知事が不適當と認めたとき。

第4（使用料）

使用料は無料とする。

第5（使用の際の遵守事項）

ロゴの使用にあたっては、ロゴ使用マニュアルの適用を遵守すること。

第6（使用の禁止）

ロゴの使用方法等について、知事が不適當と認める場合は、その使用を禁止するものと

する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年12月16日から施行する。